

令和3年2月26日

公 告 02-21

近畿日本ツーリスト健康保険組合
理 事 長 齊 藤 篤 史

令和3年度における標準報酬月額のお知らせ

健康保険法第47条の規定により、当組合の令和2年9月30日現在における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額およびこれを基礎とする任意継続被保険者の令和3年度標準報酬月額について、下記のとおり公告します。

記

1. 令和2年9月30日現在の平均標準報酬月額
309,598円
2. 令和3年度における標準報酬月額
22等級 300,000円
3. 適用期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(以 上)

